

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されます。新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って行われてきました。5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

札幌市PTA協議会は「PTA活動における新型コロナウイルス感染症対応ガイド」を作成し、これまで国や道の感染症対策方針に沿って感染対策を行ってきました。5月8日以降は感染症対応ガイドを廃止し個人の自主的な感染対策を基本とし対応を行っていきます。なお、感染が急拡大している場合等、必要な感染症対応につきましては、これまでの取り組みや専門機関からの情報を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

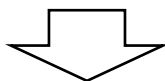
<新型コロナウイルス感染対策の考え方>

※新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について（令和5年3月31日厚労省）

◎ これまで

法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み

- 新型インフルエンザ特措法に基づく基本的対処方針による求め
 - 三密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手指衛生、換気等



◎ これから

個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取り組みをベースとしたもの

- 基本的対処方針は廃止

<これからの感染対策～感染防止の5つの基本～>

※これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第三報）－“新たな健康習慣”についての見解－（第118回（令和5年3月8日）

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー・ボード提出資料）感染防止の5つの基本

- ① 体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは受診をする。
- ② その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
- ③ 換気、密集・密接・密閉（三密）の回避は引き続き有効
- ④ 手洗いは日常の生活習慣に
- ⑤ 適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを